

平成28年度愛媛県NPO法人育成支援事業 【地域協働推進活動助成】の募集について

県では、地域の課題に主体的に取り組むNPO法人の継続的かつ安定的な活動を支援するとともに、NPO活動の更なる活性化を促進するため、県民や企業・団体等からの寄附を原資とする「あったか愛媛NPO応援基金」を活用し、NPO法人に対する支援を行っています。

このたび、28年度において、**中間支援組織が地域の課題解決のために主体的に取り組むNPO法人等の地域活動団体の事業力及び運営能力の向上を図る事業を助成する「地域協働推進活動助成」**を、次のとおり募集します。

なお、事業等の詳細については、愛媛ボランティアネットに掲載している事業実施要領、補助金交付要綱等をご覧ください。

1 助成内容

名称	助成内容	助成金額	助成団体数
地域協働推進活動助成	中間支援組織が、地域課題の解決のためNPO法人等の地域活動団体を対象として実施するセミナー等に要する経費に対する助成	300千円以内 ／1団体	3団体

【中間支援組織】

この事業において、中間支援組織とは、NPO法人等の地域活動団体と行政や企業等の間に立って、地域活動団体を支援する組織をいいます。
公営又は民営の別は問いません。

2 対象団体

(1) 応募することができる団体は、中間支援組織（契約上の必要性等から、中間支援組織の運営を受託するNPO法人等が当該法人名で応募する場合等を含む）です。

(2) 中間支援組織として、県から他の補助金（例えば、愛媛県「三浦保」愛基金からの補助金等）を得ている団体を除きます。

ただし、上記（1）により、NPO法人名等で応募した団体が、別途、当該法人として、他の補助金等を得ている場合は、この限りではありません。

3 補助対象活動

補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるいずれの要件にも該当する活動です。

- ① 地域課題の解決に取り組む団体の事業力及び運営能力の向上に資する活動
- ② 営利を目的としない助け合い・支え合いの社会貢献活動
- ③ 新たに取り組む活動又は既に取り組んでいる活動で資金が不足している活動

4 補助対象活動実施期間

交付決定の日から平成29年3月15日まで

※交付決定は7月中旬頃を予定しています。

5 補助対象経費

補助対象経費は、別表「補助対象経費」のとおりです。

6 審査方法

民間の委員及び県職員で構成する「えひめ地域協働推進事業選考委員会」において、書面審査により選考し、その結果を基に知事が補助先を決定します。

〔審査のポイント〕

審査項目	審査の内容
必要性と効果	NPO法人等が抱える現状の課題やニーズを的確に認識していること。
	NPO法人等の事業力及び運営能力の向上に対し、具体的な効果が期待できること。
	多様な主体との協働が図られているなど、今後の活動の広がりが期待できること。
	地域で恒常的に活動できるリーダー的人材の育成への効果が期待できること。
実現性	効率的な事業計画が立てられ、適切な費用計上がなされていること。
	事業の実施体制が適切であり、計画どおりの執行が可能であること。

7 提出書類

①愛媛県NPO法人育成支援事業申込書（別紙1）

②企画提案書（別紙2）

※ 提出書類の様式は、愛媛ボランティアネットからダウンロードできます。

※ 提出された書類は、担当者の連絡先などの個人情報に関する部分を除き、原則、公開させていただきます。

8 募集期間

平成28年4月15日(金)から6月6日(月)(必着)

9 提出先

愛媛県 県民環境部 県民生活局 男女参画・県民協働課 県民協働グループ
(直接持参される場合は、県庁第二別館2階の北側です。)

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

TEL. 089-912-2305 FAX. 089-912-2444

E-mail : danjokyodo@pref. ehime. jp

◇愛媛ボランティアネット <http://nv.pref.ehime.jp/atakahtml/>

(別表)

補助対象経費

◎ 補助対象経費は、原則として次の費目の欄に掲げる経費で、事業実施のために直接必要となるものです。

費目	経費の具体例
報酬	非常勤職員の役務に対する給付（当該事業に係るものに限る）
給料等	常勤職員の役務に対する給付（当該事業に係るものに限る）
共済費	社会保険料等（当該事業に係るものに限る） （雇用保険料、厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料）
賃金	イベント等で短期に雇用するアルバイトなどの賃金
報償費	講演会等の講師等に対する謝礼、謝礼品の購入等
旅費	研修会等の講師招へい、先進地視察・研修会参加のための旅費
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等
役務費	通信運搬費、筆耕翻訳料、保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、レンタル料、リース料等
その他	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費

- ・ 事業の実施に伴う一般管理費については、補助金額の10%以内とします。
- ・ 領収書がない等、用途が不明なものについては補助の対象になりません。（実績報告時には、領収書の写しの添付が必要となります。）
- ・ 上記にかかわらず、以下の経費は、補助対象経費から除きます。
 - ・ 役員報酬に要する経費
 - ・ 備品の購入に要する経費
 - ・ 資格の取得に要する経費
 - ・ 販売を目的としたものに係る経費
- ・ 経費の具体例に示されているのはあくまでも例示ですので、具体例以外のものでも補助対象経費となるものもあります。（詳しくはお問い合わせください。）